

## 資料 1 3 : 我が国における「予防」の位置付け



## 環境法令における「予防」「未然防止」「おそれ」の規定について

法令検索の結果について(平成 16 年 7 月 1 日総務省法令検索データベース <<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>> において現行法令を検索)

### 1. 「予防」の規定があるもの

11,197 件と極めて多数であるが、環境関連の法律は以下のとおり。

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年 10 月 5 日法律第 111 号）
- ・温泉法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 125 号）

### 2. 「予防措置」の規定があるもの 22 件

該当法令条項名は以下のとおり。ただし、環境関連のものはなかった。

- ・動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準平成 12 年総理府令第 73 号)第 3 条
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)第 70 条
- ・獣医療法施行規則(平成 4 年農林水産省令第 44 号)第 1 条
- ・被収容者処遇規則(昭和 56 年法務省令第 59 号)第 31 条
- ・労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 206 条
- ・有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)第 28 条・第 37 条
- ・鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)第 52 条・第 60 条
- ・四洲鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 38 号)第 36 条
- ・特定化学物質等障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)第 36 条・第 51 条
- ・養鶏振興法施行規則(昭和 35 年農林省令第 18 号)第 18 条
- ・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)第 17 条の 2
- ・空港管理規則(昭和 27 年運輸省令第 44 号)第 20 条
- ・医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 24 条の 2・第 25 条・第 26 条・第 27 条・第 27 条の 2・第 28 条・第 30 条の 7 の 2

3. 「予防原則」・「予防的」の規定があるもの 該当無し

4. 「未然防止」についての規定のあるもの

環境関連のものは、以下の3つの法律について5件あり。

- ・環境基本法
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- ・大気汚染防止法

5. 「おそれ」の規定があるもの

4,743件と極めて多数であるため、個々の法令の情報を記載することは行わなかった。

環境関連のものも多数あり、以下のものを例示した。

(例)

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日法律第97号)
- ・土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)

## 「予防」の規定があるもの

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	<p>(目的)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を<b>予防</b>することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(以下略)</p>	
	<p>(銃猟禁止区域等)</p> <p>第三十五条</p> <p>都道府県知事は、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)に伴う危険の<b>予防</b>又は指定区域の静穏の保持のため、銃猟を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域として指定することができる。</p> <p>2 銃猟禁止区域内においては、銃猟をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者がその許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p>3 銃猟制限区域内においては、都道府県知事の承認を受けずに銃猟をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者がその許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の承認(以下この条において単に「承認」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府</p>	

	<p>県知事に承認の申請をしなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 銃猟に伴う危険の<b>予防</b>に支障を及ぼすおそれがあるとき。</li> <li>二 指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</li> </ul> <p>6 承認は、銃猟をしようとする者の数について、環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める数の範囲内において行うものとする。</p> <p>7 都道府県知事は、承認をする場合において、危険の<b>予防</b>又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>11 都道府県知事は、第三項の規定に違反し、又は第七項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 銃猟に伴う危険の<b>予防</b>のため必要があると認めるとき。</li> <li>二 指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</li> </ul> <p>(以下略)</p>	
	<p>(危険猟法の許可)</p> <p>第三十七条</p> <p>第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>5 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の<b>予防</b>のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p>	

	<p>(中略)</p> <p>10 環境大臣は、第一項の規定に違反して許可を受けずに鳥獣の捕獲等をした者又は第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、危険の予防のため必要があると認めるときは、鳥獣の捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>11 環境大臣は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。</p>	
--	--	--

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
公害健康被害の補償等に関する法律	<p>(目的)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。</p>	
	<p>第四十六条</p> <p>都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、指定疾病によりそこなわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要なリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の政令で定める公害保健福祉事業を行なうものとする。</p> <p>2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、前項の公害保健福祉事業を行なおうとするときは、環境大臣の承認を受けなければならない。</p>	

	<p>第六十八条</p> <p>機構は、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、次の業務を行う。</p> <p>一 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。</p> <p>二 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に対する助成金を交付すること。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	
法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
温泉法	<p>（許可の取消し等）</p> <p>第二十七条</p> <p>都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 公衆衛生上必要があると認めるとき。</p> <p>二 第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>三 第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	<p>(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)</p> <p>第三十八条</p> <p>法第二十九条第七項の環境大臣の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(中略)</p> <p>四 令第一条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>(中略)</p> <p>又 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の保安林の通常の管理行為又は同法第四十一条第三項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為</p> <p>ル 犯罪の<b>予防</b>又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為</p> <p>ヲ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為</p> <p>ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p>	

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則	<p>(管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第二十五条</p> <p>法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～八(略)</p> <p>九 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの(略)</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ～チ(略)</p> <p>リ 犯罪の<b>予防</b>又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為</p> <p>(以下略)</p>	
	<p>(国等に関する協議の適用除外等)</p> <p>第三十七条</p> <p>法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等を行う場合であつて次に掲げるもの</p> <p>イ～ロ(略)</p> <p>ハ 次に掲げる行為に伴つて捕獲等を行う場合(1) 第五条第一項第四号イからチまでに掲げる行為(チに掲げる行為にあつては、あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。)(2) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の<b>予防</b>又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しく</p>	

	<p>は動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 (以下略)</p> <p>二 法第三十七条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合 (以下略)</p>	
--	---	--

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
自然環境保全法施行規則	<p>(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)</p> <p>第五条</p> <p>法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第三条各号に掲げる行為(同条第五号及び第六号に掲げる行為を除く。)</p> <p>二 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖を行うこと。</p> <p>三 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。</p> <p>四 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。</p> <p>五 文化財保護法第六十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定又は同法第七十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための調査を行うこと。</p> <p>六 犯罪の<b>予防</b>又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うこと。</p> <p>七 法令に基づき検査、調査その他これに類する行為を行うこと。</p>	
	<p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第十八条</p> <p>法第二十五条第十項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>九 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。) 犯罪の<b>予防</b>又は捜査その他</p>	

	<p>の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>十 前各号に掲げる行為に付帯する行為</p>	
--	--	--

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令</p>	<p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第八条の二</p> <p>センターが法第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うものに限る。以下この章において同じ。)に係る財産の管理及び処分に関しては、公有水面埋立法、法その他の関係法律及びこれらに基づく命令の規定に従うほか、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。</p> <p>一 暴風、高潮等による災害の発生の<b>予防</b>及び拡大の防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>二 一般廃棄物の最終処分場の周辺地域における環境の保全に支障を及ぼさないこと。</p> <p>三 一般廃棄物による水面埋立てにより造成される土地については、当該土地の適切な利用に資するよう良好な状態に維持すること。</p>	

	<p>(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)</p> <p>第十四条</p> <p>法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却</p> <p>二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の<b>予防</b>、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却</p> <p>三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却</p> <p>四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却</p> <p>五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの</p>	
--	--	--

## 「未然防止」の規定があるもの

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
環境基本法	なし	第四条 環境の保全是、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	なし	<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。</p>
		<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前二項の政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>
		<p>(化学物質管理指針)</p> <p>第三条 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質</p>

		<p>の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等（以下「指定化学物質等」という。）の管理に係る措置に関する指針（以下「化学物質管理指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>（以下略）</p>
--	--	--

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
大気汚染防止法	なし	( 施策等の実施の指針 ) 第十八条の二十 有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。

## 「おそれ」の規定があるもの

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
遺伝子組換え生物等の使用の規制による生物の多様性の確保に関する法律		<p>( 基本的事項の公表 )</p> <p>第三条</p> <p>主務大臣は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項(以下「基本的事項」という。)を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>一 遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうおそれのあるもの(以下「生物多様性影響」という。)を防止するための施策の実施に関する基本的な事項</p> <p>(以下略)</p>
		<p>( 承認した第一種使用規程の変更等 )</p> <p>第七条</p> <p>主務大臣は、第四条第一項の承認の時には予想することができなかった環境の変化又は同項の承認の日以降における科学的知見の充実により同項の承認を受けた第一種使用規程に従って遺伝子組換え生物等の第一種使用等がなされるところの場合においてもなお生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該第一種使用規程を変更し、又は廃止しなければならない。</p>
		<p>( 遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認 )</p> <p>第四条</p> <p>遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等しようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等しようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種</p>

		<p>使用等に関する規程(以下「第一種使用規程」という。)を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない。ただし、その性状等からみて第一種使用等による生物多様性影響が生じないことが明らかな生物として主務大臣が指定する遺伝子組換え生物等(以下「特定遺伝子組換え生物等」という。)の第一種使用等をしようとする場合、この項又は第九条第一項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた第一種使用規程(第七条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。))の規定に基づき主務大臣により変更された第一種使用規程については、その変更後のもの)に定める第一種使用等をしようとする場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>5 主務大臣は、前項の規定により学識経験者から聴取した意見の内容及び基本的事項に照らし、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは、当該第一種使用規程の承認をしなければならない。</p> <p>(以下略)</p>
		<p>(第一種使用規程の修正等)</p> <p>第五条</p> <p>前条第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、主務大臣は、申請者に対し、主務省令で定めるところにより、当該第一種使用規程を修正すべきことを指示しなければならない。ただし、当該第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等の第一種使用等をするのが適当でないとき、この限りでない。</p>

		<p>(以下略)</p> <p>(第一種使用等に関する事故時の措置)</p> <p>第十一条</p> <p>遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者は、事故の発生により当該遺伝子組換え生物等について承認された第一種使用規程に従うことができない場合において、生物多様性影響が生ずるおそれのあるときは、直ちに、生物多様性影響を防止するための応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(以下略)</p>
		<p>(輸入の届出)</p> <p>第十六条</p> <p>生産地の事情その他の事情からみて、その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合その他これに類する場合であって主務大臣が指定する場合に該当するときは、その指定に係る輸入をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、その都度その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p>
		<p>(情報の提供)</p> <p>第二十六条</p> <p>遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けてその使用等をする者に対し、適正使用情報その他の主務省令で定める事項に関する情報を文書の交付その他の主務省令で定める方法により提供しなければならない。</p>

		<p>2 主務大臣は、前項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>
		<p>(輸出に関する命令) 第二十九条 主務大臣は、前二条の規定に違反して遺伝子組換え生物等の輸出が行われた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を輸出した者に対し、当該遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
<p>土壌汚染対策法</p>		<p>(定義)            第二条            使用この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。            2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項及び第四条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。</p>
		<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査)            第三条            使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(次項において単に「特定施設」という。)であつて、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない</p>

		<p>旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、同項の環境大臣が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p> <p>(中略)</p>
		<p>(措置命令)</p> <p>第七条</p> <p>都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する指定区域内の土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(中略)</p>
		<p>(指定の基準)</p> <p>第十二条</p> <p>環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 土壤汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で</p>

		<p>定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>
--	--	--

法令名	予防・予防的方策	未然防止・おそれ
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		<p>(定義)            第二条            この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。            2 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。) 網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。            3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。            (以下略)</p>
		<p>(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)            第九条            学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。            (中略)            3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。</p>

		<p>一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。）</p> <p>三 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>（以下略）</p>
		<p>（指定猟法禁止区域）</p> <p>第十五条</p> <p>環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等することを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。</p> <p>一 環境大臣にあつては、全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な区域</p> <p>二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつ</p>

		<p>てその効力を生ずる。</p> <p>4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p>5 環境大臣又は都道府県知事は、第十一項において準用する第九条第二項の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。</p> <p>一 指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>二 指定猟法による捕獲等によって生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(以下略)</p>
		<p>(鳥獣の放置等の禁止)</p> <p>第十八条</p> <p>鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。</p>
		<p>(販売禁止鳥獣等)</p> <p>第二十三条</p> <p>販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣(その加工品であって環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。)又は鳥類の卵であって環境省令で定めるもの(次条において「販売禁止鳥獣等」という。)は、販売してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。</p>

		<p>(販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第二十四条</p> <p>  学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>  2  都道府県知事は、第十一項において準用する第十九条第二項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。</p> <p>  一  販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>  二  販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(以下略)</p>
		<p>(鳥獣の放置等の禁止)</p> <p>第十八条</p> <p>  鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。</p>
		<p>(特別保護地区)</p> <p>第九条</p> <p>  環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>  7  特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあっては環境大臣の、同項の規</p>

		<p>定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</li> <li>二 水面を埋め立て、又は干拓すること。</li> <li>三 木竹を伐採すること。</li> <li>四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。</li> </ul> <p>8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあつては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。</p> <p>9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</li> <li>二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</li> </ul> <p>(以下略)</p>
		<p>(銃猟禁止区域等) 第三十五条</p>

		<p>都道府県知事は、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、銃猟を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域として指定することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>5 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をしなければならない。</p> <p>一 銃猟に伴う危険の予防に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>二 指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>6 承認は、銃猟をしようとする者の数について、環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める数の範囲内において行うものとする。</p>
		<p>（危険猟法の許可）</p> <p>第三十七条</p> <p>第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、前項の申請があったときは、当該申請に係る鳥獣の捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 鳥獣の捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>二 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>（以下略）</p>
		<p>（銃猟の制限）</p> <p>第三十八条</p>

		<p>日出前及び日没後においては、銃猟をしてはならない。</p> <p>2 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。</p>
		<p>(銃猟禁止区域等)</p> <p>第三十五条</p> <p>都道府県知事は、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、銃猟を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域として指定することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>5 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をしなければならない。</p> <p>一 銃猟に伴う危険の予防に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>二 指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>6 承認は、銃猟をしようとする者の数について、環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める数の範囲内において行うものとする。</p>
		<p>(狩猟免許の欠格事由)</p> <p>第四十条</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許(第六号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。</p> <p>一 二十歳に満たない者</p> <p>二 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環</p>

		境省令で定めるものにかかっている者 (以下略)
		(適用除外) 第八十条 この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であつて環境省令で定めるものについては、適用しない。 2 第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。